

パート・アルバイトの雇用保険加入条件

Q. パートやアルバイトの雇用保険への加入条件について教えてください。

また、雇用保険被保険者資格取得届を作成するときの注意点はありますか。

A. 雇用保険の加入条件で、次の2つの条件を満たしている場合はパートやアルバイトという名称に関係なく雇用保険に加入します。

①1週間の所定労働時間が20時間以上であること

②31日以上雇用見込みがあること。

1週間の所定労働時間とは、就業規則や雇用契約書などにより、個々の労働者が通常の週に勤務する時間のことです。雇用契約書を確認して1週間の所定労働時間が20時間未満になっている場合は、一時的に増える残業時間や休日勤務時間で20時間を超える週があったとしても加入は義務付けられません。

次に、雇用保険被保険者取得届の作成の注意点です。まず「個人番号(マイナンバー)」を記入してください。番号の確認と本人確認は必須です。

再取得の場合には「被保険者番号」を記入します。被保険者番号は、その被保険者独自の番号であり転職後も引き続き同一の番号を使います。もし番号がわからない時は、以前勤めていた会社名などを確認してください。なお、新規学卒者や就職したことがない方、最後に被保険者でなくなってから7年以上経過している場合などは新規取得として扱います。

「資格取得年月日」は原則として雇入れた日(雇用関係に入った最初の日)を記入してください。試用期間中、研修期間中であっても被保険者となりますので、就労した最初の日を記入します。

雇用保険の加入手続きは従業員一人ひとりに行うものです。新規雇用や人事異動などがあつた際は加入手続きを確認しなおすことが大切です。